

○盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱

昭和48年10月1日告示第119号

盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱

(目的)

**第1** この告示は、乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もつて乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第3号に該当する者を除く。）をいう。

(2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者（次号に該当する者を除く。）をいう。

(3) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当することとなつた日の属する月の初日から該当しなくなつた日の属する月の末日までの間にある者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの

エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者

(4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(5) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。

(6) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法令等の規定による医療に要する費用の額をいう。

(7) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

(給付対象者)

**第3 納付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。**

(1) 市の区域内に住所を有する乳幼児、妊娠婦及び重度心身障害者で医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの

(2) 市の区域内に住所を有しない乳幼児、妊娠婦及び重度心身障害者で国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により市の国民健康保険の被保険者であるもの

(3) 市の区域内に住所を有しない重度心身障害者で高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合の被保険者（同条の規定の適用を受ける者に係る変更前の住所が市の区域内であった者に限る。）であるもの

(給付対象者の制限)

**第4 第3の規定にかかわらず、妊娠5月に達する日の属する月の初日から妊娠8月に達する日の属する月の前月の末日までの間にある妊娠婦を監護している者(主としてその収入によって当該妊娠婦の生計を維持する者に限る。)又は当該妊娠婦(以下「監護者等」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受給原因が発生した場合は、前々年の所得)が、当該監護者等の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該監護者等の扶養親族等でない乳幼児で当該監護者等が前年の12月31日において生計を維持したもののが無及び数に応じて児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に定める額(前々年の所得の場合は、前年の12月31日において適用される同項に定める額)に80万円を加えた額以上であるときは、当該妊娠婦は、給付対象者から除くものとする。**

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する監護者等には適用しないものとする。

(1) 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第45条の7の規定により市民税の減免を受けた者又は同条例第150条の規定に基づき国民健康保険税の減免を受けた者及びこれらに相当する者であると市長が認めた者

(2) 所得税法第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち、市長が控除することが適當であると認めた金額をこれらの所得から控除した場合において、前項の規定に該当しない者

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当の支給を制限する場合の例による。

4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱（昭和54年告示第196号）の規定により医療費の給付を受けることのできる乳幼児
- (3) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により他の市町村の国民健康保険の被保険者であるもの
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により医療費の全額の給付を受けることのできる者

(受給者証の交付の申請等)

**第5** この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 乳幼児 乳幼児医療費受給者証交付（更新）申請書
- (2) 妊産婦 妊産婦医療費受給者証交付申請書
- (3) 重度心身障害者 重度心身障害者医療費受給者証交付（更新）申請書

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めた者（以下「受給者」という。）にあつては次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める受給者証を交付し、受給資格がないと認めた者にあつては乳幼児・妊産婦・重度心身障害者医療費受給者証交付（更新）不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 乳幼児又は妊産婦 乳幼児・妊産婦医療費受給者証
- (2) 重度心身障害者 重度心身障害者医療費受給者証

(受給者証の有効期間)

**第6** 受給者証の有効期間は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 乳幼児 市長が当該乳幼児を受給資格があると認めた日から翌年の7月31日（当該受給資格があると認めた日が1月から7月までの間にある日であるときは、当該受給資格があると認めた日の属する年の7月31日。以下同じ。）まで。ただし、乳幼児が当該年度の期間にある日に6歳に達する場合で、受給資格があると認めた日が8月から翌年の3月までの間にある日であるときは、市長が当該乳幼児を受給資格があると認めた日から翌年の3月31日（当該受給資格があると認めた日が1月から3月までの間にある日であるときは、当該受給資格があると認めた日の属する年の3月31日）まで

- (2) 妊産婦 市長が当該妊産婦を受給資格があると認めた日から当該妊産婦の出産の日の属する月の翌月の末日まで

(3) 重度心身障害者 市長が当該重度心身障害者を受給資格があると認めた日から翌年の7月31日まで。ただし、当該重度心身障害者（高齢者の医療の確保に関する法律を除く医療保険各法の被保険者に限る。）が当該受給資格があると認めた日から翌年の7月31日までの間にある日に75歳に達する場合は、当該75歳に達する日まで

（受給者証の更新の申請等）

**第7 第5及び第6の規定は、受給者証の更新について準用する。**この場合において、第5第1項中「この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「受給者証の更新を受けようとする受給者（妊娠婦を除く。）又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に受給者を監護しているものをいう。）は、第6に規定する有効期間が満了する前に」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第5第1項の規定にかかわらず、受給資格等に変更がないことが明らかであると市長が認めた受給者にあつては、同項の申請を省略することができる。

（受給者証等の提示）

**第8 受給者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に受給者を監護しているものをいう。以下同じ。）（以下「受給者等」という。）は、受給者が医療を受けようとするときは、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示しなければならない。**

（給付の額）

**第9 この告示による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担によつて給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から入院外に係る医療費にあつては750円、入院に係る医療費にあつては2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から当該算定された額を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 受給者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合

(2) 受給者及びその監護者で主としてその収入によって当該受給者の生計を維持する者（重度心身障害者にあつては、受給者及び主としてその収入によって当該受給者の生計を維持する者（当該受給者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。）又は当該受給者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に限る。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分（4月から7月までの間に当該受給者が医療を受けたときは、前年度分）の市町村民税（同法の規定に

による特別区民税を含み、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

3 前2項の規定にかかわらず、入院に伴う給付の額は、これらの規定により算定した額から当該入院に係る食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額を控除した額とする。

（給付の申請）

**第10 受給者等は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から乳幼児・妊産婦・重度心身障害者医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。**

（給付の決定）

**第11 市長は、第10の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を適當と認めた者にあつては乳幼児・妊産婦・重度心身障害者医療費給付決定通知書によりその旨を通知するとともに医療費を支給するものとし、不適當と認めた者にあつては乳幼児・妊産婦・重度心身障害者医療費給付不承認通知書によりその旨を通知するものとする。**

（受給資格等の変更の届出）

**第12 受給者等は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに乳幼児・妊産婦・重度心身障害者医療費受給資格等変更届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。**

- (1) 受給資格の該当要件
- (2) 受給者の氏名又は住所
- (3) 保護者の氏名、続柄又は住所
- (4) 加入している医療保険の被保険者、組合員若しくは加入者の氏名若しくは続柄、種別、記号若しくは番号、保険者名若しくは所在地、資格取得年月日又は付加給付の有無
- (5) 振込先の口座名義人、金融機関名、預金の種別又は口座番号
- (6) 受給者及びその監護者の市町村民税の課税の有無
- (7) その他市長が必要と認めた事項

（給付の制限）

**第13 受給者の疾病若しくは負傷が、第三者の行為によるとき又は自己の故意等医療保険各法の規定により保険給付の制限を受けるものによって生じたときは、第9に規定する給付の額の全部又は一部を給付しない。**

（受給権の譲渡等の禁止）

**第14 この告示による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。**

（不正利得の返還）

**第15** 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による給付を受けた者に対し、当該給付した金額の全部又は一部を返還させことがある。

2 前項の規定による返還の通知は、乳幼児・妊娠婦・重度心身障害者医療費返還通知書により行うものとする。

(受給者証の再交付)

**第16** 受給者等は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、乳児・妊娠婦・重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給者証の返還等)

**第17** 受給者等は、受給者が受給資格の要件に該当しなくなつたときは、速やかに市長に、乳幼児・妊娠婦・重度心身障害者医療費受給資格喪失届を提出するとともに、受給者証を返還しなければならない。

(玉山村の編入に伴う経過措置)

**第18** 玉山村の編入の際現に旧玉山村乳幼児、妊娠婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年玉山村条例第20号。以下「旧玉山村条例」という。）の規定に基づき受給者として認定されている者は、この告示の相当規定に基づき認定されたものとみなす。

**第19** 前項の規定により認定されたものとみなされた者に係る給付については、平成18年1月1日以後に受けた医療に係る給付からこの告示の規定を適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、旧玉山村条例の例による。

#### 制定文 抄

昭和48年10月1日から施行する。